

公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会
入会登録更新審査細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会登録規程第7条に基づき、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会（以下「本協議会」という。）が実施する入会登録更新審査（以下「更新審査」という。）に関することについて定める。

第2条（審査委員会）

更新審査は、本協議会入会登録審査細則に定める入会登録審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

第3条（更新審査方法）

審査委員会は、更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。ただし、審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 更新審査は、年度ごとに行う。

3 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出をされる別表1の申請書類を基に行う。

4 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために入会登録審査委員を含む2名以上が実施する。

第4条（更新審査結果の報告）

審査委員会は、登録前年度の1月末日までに本協議会に審査結果を提出するものとする。

第5条（改定）

- ・本細則は、本協議会役員会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。
- 2 この改正細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この改正細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 4 この細則の別表1（第3条第3項）の改正は、令和7年10月1日から改定し、令和8年度登録申請時から施行する。

別表 1（更新審査提出書類）

提出書類	書類内容	正会員	準会員
申請書類①	登録基準確認用紙	要	要
申請書類②	基礎情報書類	要	要
申請書類③	緊急時の連絡体制図 ※令和 8 年度登録申請時は、新設の書類のため提出	変更がある 場合のみ	変更がある 場合のみ
申請書類④	規約・会則・定款等	変更がある 場合のみ	変更がある 場合のみ
申請書類⑤	総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算	要	要
申請書類⑥	総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 ※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要	要	要
申請書類⑦	総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果	要	任意
申請書類⑧	申請書類⑤及び⑥を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の 意思決定機関の議事録	要	要
申請書類⑨	スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書	要	任意